

令和6年度 活動テーマ
お客様に選ばれ続ける
エネルギー、LPGガス！
(活動目標)
1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化と取引の適正化
3. 防災対策と訓練
4. 需要創造への取り組み
5. LPGガスのブランド力の向上

愛媛県 LPGガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
(一社)愛媛県LPGガス協会
〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
電話(089)947-4744
FAX(089)947-8499

第46回通常総会開催

令和6年5月28日(火)午後1時30分よりリリジャー松山において、会員多数と顧問の明比昭治県議会議員をはじめとする来賓出席のもと、第46回通常総会を開催した。

令和6年4月1日現在の会員数及び本総会の出席状況を報告し、総会の成立が確認された。

まず、妹尾会長より、前年度重点的に取り組んだ愛媛県LPGガス料金高騰緊急対策支援事業協力へのお礼と会員の皆様の協力のもと令和6年度活動目標達成に向けて取り組んで参りますので、ご理解・ご支援をお願いしたい旨の挨拶を行った。また、令和6年度の活動テーマとして『お客様に選ばれ続けるエネルギー、LPGガス！』を掲げ、重点方針として「保安の確保の充実」「料金の透明化・取引の適正化」「防災対策と訓練」「需要創造への取り組み」「ブランド力の向上」の5つをあげ、お客様に安心感と信頼感を強く持てていただくため、たゆまぬ努力が必要であるとの方針を述べた。

議案審議では、令和5年度事業報告並びに収支決算、令和6年度事業計画並びに収支予算など、各議案を審議し、原案どおり可決承認した。

また、任期満了に伴う理事・監事の選任では、妹尾会長の再任・副会長5人及び専務理事を選任した。



重点方針

1. 保安の確保の充実

重点取組事項として、「業務用施設警報器連動の推進」、「業務用喚起警報器の促進」、「軒先容器の流失防止対策の徹底」愛媛県下のLPGガスの事故ゼロを目指して取り組んでまいります。

2. 料金の透明化と取引の適正化

- 1) 過大な営業行為の制限
- 2) 三部料金制の徹底
- 3) LPGガス料金等の情報提供

県協会としては国及び全JGASの方針に従って、流通部会を中心に積極的に取り組んでまいります。

3. 防災対策と訓練

防災対策として、各地方自治体で行われている防災訓練には県協会及び各支部単位で積極的に参加していきます。

4. 需要創造への取り組み

- 1) 『究極のライフル LPGガス』「公共施設・福祉施設へ災害に有効なLPGガスの普及推進」
- 2) 地方自治体と防災協定締結などの機会を糧として災害用バルク、GHP等のLPGガス機器や設備を小中学校の体育館や避難所に提案
- 3) 2050年にカーボンニュートラル(温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロ)を目指すことを受けた、省エネ機器の普及促進

5. LPGガスのブランド力の向上



午後2時50分 閉会した。

令和6年度 (一社)愛媛県LPGガス協会 理事・監事名簿

(順不同敬称略)

役職名	支部名	会員名	氏名	役職名	支部名	会員名	氏名
会長理事	新居浜支部	正起ガス(株)	妹尾 次郎	理事	松山支部	エナジー・ワン(株)	高須賀一敬
副会長理事	松山支部	大一ガス(株)	稻葉 隆一	〃	松山支部	工ネ口(株)	水代 健
〃	松山支部	(株)丸源ガス	森 和幸	〃	松山支部	伊藤忠エネクスホームライフ四国(株)	長田 洋昭
〃	宇和島支部	亀岡ガス販売(株)	亀岡 明彦	〃	松山支部	イワタニ四国(株)	長野 浩一
〃	今治支部	東予液化ガス(株)	越智 浩	〃	大洲支部	南予プロパン(株)	曾根 昭力
〃	全農えひめグループ	J Aえひめエネルギー(株)	得能 祐治	〃	大洲支部	(有)マルオ商事	西尾 史郎
理事	四国中央支部	内田石油(株)	内田 研司	〃	八幡浜支部	山脇プロパン(有)	山脇 功
〃	新居浜支部	朝日ガス(株)	渡邊 繁	〃	八幡浜支部	西宇和農業協同組合	田口 憲弘
〃	新居浜支部	(株)宏栄産業	加藤 久博	〃	西予支部	井関プロパン	井関 啓介
〃	新居浜支部	四国プロパンガス(株)	高尾 智幸	〃	宇和島支部	三原産業(株)	西村 英樹
〃	西条支部	(株)西条プロパン	辻田 隆	〃	南宇和支部	(株)小島鉄工建設	小島 豊久
〃	周桑支部	周桑農業協同組合	箕嶋 良男	専務理事		(一社)愛媛県LPGガス協会	峯本 耕典
〃	今治支部	四国溶材商事(株)	村上 周子	監事		(有)白石一商会	白石 一浩
〃	今治支部	西日本石油瓦斯(株)	鳩野 誠	〃		渡部眞弓税理士事務所	渡部 真弓

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部改正について

経済産業省より標記の法改正について意見公募がされ、次のとおり公布・施行となりました。
公布・施行日

令和6年5月24日(金)

改正概要

・緊急時を行う保安機関については、現地の道路事情等を勘案されるものの、原則として30分以内に到着することとなっておりますが、離島・山間部等において、地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下の事例を参

考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないと定められました。

- ①販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に対して集中監視システムを導入する。
- ②公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を起点にして最長走行距離40kmとする。
- ③一般消費者等に対し、マイコンメーター、

ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査をおおむね2年に1回以上とする。

「緊急自動車指定届出確認書」について

- お問い合わせ・受付窓口
最寄りの警察署交通課
- 様式をダウンロードされる場合
愛媛県警察TOPページ
⇒各種手続き・申請
⇒交通規制課関係申請書
⇒緊急通行車両の確認申出

(株)パロマ製給湯器電装基板の不具合による自主点検について(お願い)

(株)パロマ製造にかかる一部の給湯器について、電装基板の不具合により特定の条件下において、きわめてまれに燃焼時に燃焼不良が発生する可能性があることが判明しました。

現時点では製品事故は発生しておらず、通常のご使用では事故に至る危険性はありませんが、お客様に安心してお使いいただくために、対象製品の部品交換が無償にて実施されます。くわしくはパロマホームページにて自主点検の内容をご確認ください。

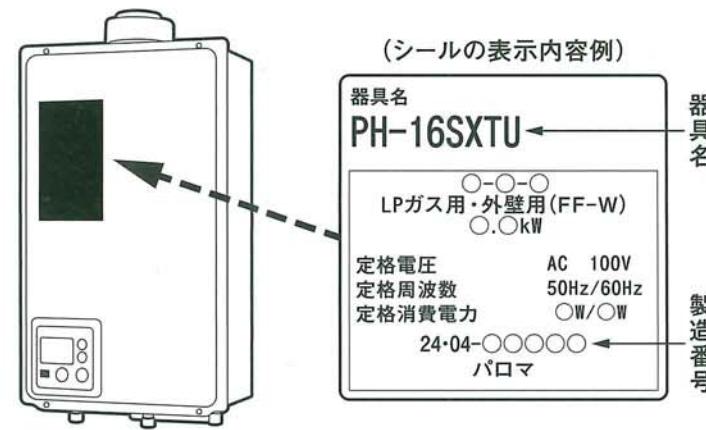
会員の皆様におかれましては、製品のご販売先およびご設置先の情報をございましたら、下記お問い合わせ窓口にご連絡いただきますようご協力を願います。

【対象製品】給湯器 **【対象型式】**PH-16SXTU、PH-20SXTU
【対象ガス種】LPガス用 **【製造期間】**2022年9月29日～2024年5月9日
【対象台数】1,309台 **【ホームページ掲載】**2024年5月31日～

お客様お問い合わせ窓口

○パロマホームページ <https://www.paloma.co.jp/>
 ○パロマコールセンター TEL: 0120-314-552
 (受付時間: 午前9時～午後5時)

■器具名と製造番号の確認方法



製造番号 22・09-※※※※※※から24・05-※※※※※※が対象器具です。

出典:(株)パロマ

【追加情報】住宅省エネ2024キャンペーンについて

標記事業については賃貸住宅への省エネ型給湯器（エコジョーズ／エコフィール）の取替が補助対象となっており、原則、申請時に、機器の売買を含む工事請負契約等が必要になります。

この度、LPガス販売事業者が自ら所有する賃貸住宅における省エネ型給湯器の取替において、機器の売買を含む工事請負契約等がなくても、国が事前に（一社）全国LPガス協会を通じて認定した例外LPガス販売事業者は、自らが所有する賃貸住宅における取替（機器の売買を含む工事請負契約等がない）についても補助対象とすることができますようになりました。

例外事業者の登録を希望される場合は、様式を愛媛県LPガス協会ホームページに掲載しますので、必要事項を記入のうえ、（一社）全国LPガス協会へメール（info2@japanlpg.or.jp）で提出してください。

詳細につきましては、「住宅省エネ2024キャンペーンお問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

ナビダイヤル：0570-055-224

IP電話等：03-6625-2874

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を含む）

労働安全衛生法に基づく科学物質管理について

標記の件については以前から当紙面でお知らせしており、皆様におかれましては既にご対応いただいていることと存じます。

日本LPガス団体協議会のホームページには、改訂されたリスクアセスメント対応指針と説明動画が掲載しております。以下に記載以外にも、実施事例集や対応指針Q&Aもございますので、対応の一助になれば幸いです。

〈日本LPガス団体協議会ホームページ〉

G労-001 LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針

<https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/#standard09>

リスクアセスメント対応指針の説明動画「概要」

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/grou-movie_risk-assessment01.html

リスクアセスメント対応指針の説明動画「化学物質管理者の選任」

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/grou-movie_risk-assessment02.html

リスクアセスメント対応指針の説明動画「リスクアセスメントに関する変更点」

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/grou-movie_risk-assessment03.html

また、厚生労働省は対応等にお困りの事業者の相談先として、テクノヒル(株)に無料相談窓口を開設しました。お困りの場合やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

令和6年度厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」

【事務局】テクノヒル(株)

電話：050-5577-4862

受付時間：月～金 10時～17時（12時～13時を除く）

※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は、令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。

事業者のみなさまへ

厚生労働省委託事業 厚生労働省

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物質が対象



- 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ラベルやSDSの内容が分からなのですか
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか

050-5577-4862

テクノヒルHPからお問い合わせフォームをご利用いただけます。テクノヒル 相談窓口 検索 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。

*メールでのお問い合わせについて、内容について電話でのご回答になる場合がございますので承ります。

令和6年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

<https://technohill.co.jp/>

「令和6年能登半島地震」に対する支援金について

(一社)全国LPガス協会より、標記報告がございました。

本県協会を含む正会員・賛助会員からの支援は53,305,000円に達し、内閣府から公表された被害状況に基づいて次のとおり配分・送金されました。

新潟県LPガス協会	9,146,957円
富山県LPガス協会	5,643,592円
石川県LPガス協会	38,358,369円
福井県LPガス協会	156,082円

会員の皆さんにも多くのご支援を賜り、改めて深謝申し上げます。

令和6年6月

一般社団法人 石川県エルピーガス協会
会長 山本 久雄
外役職員一同

敬具

さて 令和6年能登半島地震におきましては 奥能登地域の会員を中心に 当協会の会員販売店は甚大な被害を受けたところであります 皆様方には 一方ならぬご心配をおかけ致しますとともに 心温まる支援金と励ましのお言葉を頂戴いたしまして 心より厚く御礼申し上げます 復旧復興には長期間を要するものと考えますが 発災後六ヶ月が経過した今 会員販売店は支援金を活用し 一步ずつ前進しております これもひとえに皆様方のご支援とご厚情の賜物と存じ 心から感謝申し上げますとともに 今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ 略儀ながら書中をもつて御礼のご挨拶といたします

拝啓 向暑の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

【お知らせ】個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について

厚生労働省は、個人事業者等が健康に就業するため個人事業者等が自ら行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました。

「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもののほか、中小企業の事業主または役員も含まれます。会員の皆様におかれましては、個人事業者に該当する方はもちろん、個人事業者と請負契約などで業務を発注する「注文者」に該当する場合が多分にあると思われます。ガイドラインの内容をよくご理解のうえ、実施に努めていただきますようお願いいたします。

ガイドラインの詳細については、スペースの関係で省略させていただきます。お手数ですが、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。なお、

ホームページには、ガイドラインのほかにもFAQなどの掲載、国による支援窓口の紹介がされております。併せてご参考くださいようお願いいたします。

ガイドラインの主な事項

- ・長時間の就業による健康障害の防止について
- ・メンタルヘルス不調の予防について
- ・適切な作業環境の確保について

概要等掲載URL

【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html



個人事業者等の皆さん、個人事業者等に仕事を注文する皆さんへ

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは、「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さんに「自分で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さんに「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等^{※1}は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等^{※2}が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうかが判断されます。「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることにご留意ください。

※1 個人事業者等：事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員
※2 注文者等：個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等をするものについて必要な干渉を行う者

ガイドライン全文はこちら

個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。



個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。個人事業者等が健康を適切に管理するためには、注文者等が必要な措置を講じることも重要です。また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとって、事業継続の観点からも望ましいです。

③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施ができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。

健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したこと理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

■ 長時間の就業による健康障害の防止

- ・注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

LPガス事業者賠償責任保険、LPライフ等の更新手続きについて

今年度も各種保険、共済制度の更新時期となりました。該当事業者のみなさまには、既に関係書類を送付しております。ご確認のうえ、期日までにお手続きください。期日以降のお手続きについては、10月1日の保険開始に間に合わない場合がございます。十分ご注意のうえ、早めにご対応くださいますようお願い申し上げます。

何度もお知らせしているとおり、LPガス事業者賠償責任保険について制度改定が行われました。従前の補償に加え、内容や補償範囲を拡充しております。事業者が負う賠償責任の多様化や昨今の物価高騰等も踏まえ、社会インフラであるLPガス事業を強固に支えるのはもちろん、消費者に安心してLPガスをご利用いただけ一助となることを目指しております。

制度改定に伴い、変更が生じる項目がございます。詳細は「加入のご案内」や同封チラシ「制度改定のご案内」にてご確認ください。主旨をご理解いただき、「もしも」に備えたご加入をご検討くださいますよう併せてお願ひいたします。

なお、LPガスライフ支援制度「LPライフ」は、内容、加入料ともに変更ございません。加入者支援はもちろん、消費者支援や販売促進支援など給付制度が充実しております。まだご加入でない方、ご加入いただいているけれど制度を利用されたことがない方はパンフレットをご参照いただき、本制度をぜひご活用ください。年度途中での加入もできますので、10月1日以前に新規加入を希望される方は、事務局までご一報ください。

これらは、会員事業者を対象とした制度であることから、会費未納の場合は加入・更新手続きをお引き受けすることができません。予めご了承ください。

ご不明な点等ございましたら、事務局までご連絡ください。

1. 更新方法

- ①必要書類を協会事務局まで郵送のうえ、保険料等をお振込み
- ②必要書類を協会事務局までご持参いただき、現金で支払い

2. 事務局

〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2

3. 更新期限

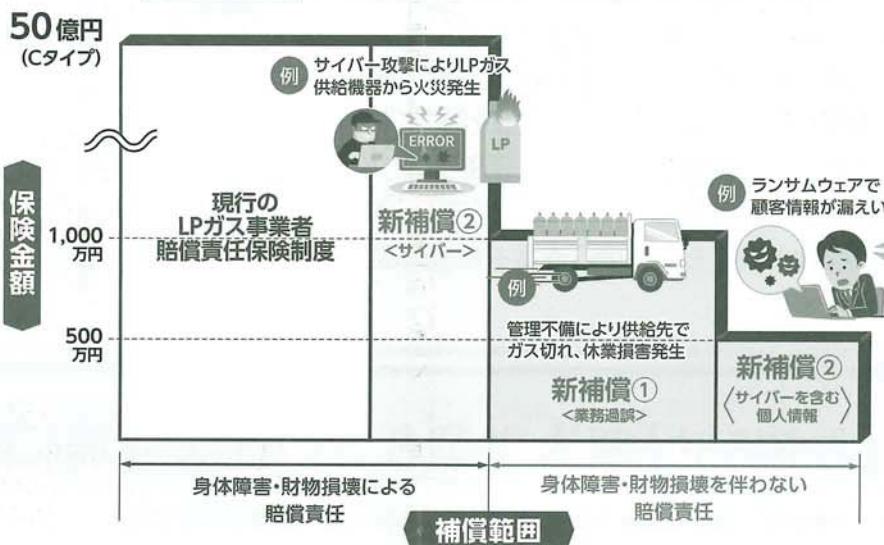
令和6年7月26日(金)まで

4. 注意事項

- ①事業者賠償責任保険は料率が変更になっております。必ず「加入のご案内」もしくは「加入依頼書」をご確認のうえ、保険料の計算を行ってください。
- ②加入依頼書には、必ず捺印をお願いします。
- ③法人の場合は、法人実印でご捺印ください。
- ④記載事項の訂正の際、訂正印は必要ありません。

2024年度『LPガス事業者賠償責任保険制度』

Point 1 基本補償の改定イメージ



Point 2 特約の補償でさらに安心

(追加のご加入が必要です)



第三者被害救済事業について

もし該当事故が発生した場合は、事務局までご相談ください。

〈事業の内容〉

(一財)全国LPガス保安共済事業団では、原則液化石油ガス法に規定する一般消費者等の消費先において、LPガスを使用する者の故意または過失によりLPガスの漏洩に起因して火災爆発を生じ、或いはLPガスの不完全燃焼等が発生し、それらの事故によって善意の第三者が人身被害（原則重傷の場合が対象）を蒙った場合において、その第三者を対象として、見舞金を給付し救済する事業です。

【第三者の例】

①住居用建物において

- ・間借り人（生計は別）
- ・たまたま訪問中の友人、知人等
- ・たまたまその場に居合わせたセールスマン等の他人

②料理飲食店・旅館等において（店側に過失がある場合）

- ・飲食客、宿泊客（飲食客・宿泊客に過失がない場合）
- ・事故原因者（団体）以外の他の飲食客・宿泊客

〈救済見舞金〉

①死亡見舞金基準額

50万円

四国ガス(株)との転換情報

(2024年5月転換処理分)

項目	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換	差引き四国ガスへ転換	転され換算
地区				
今治	0	2	△2	4,684
松山	12	13	△1	12,327
宇和島	1	0	1	3,108
計	13	15	△2	20,119

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

協会日誌	6月25日(火) 四国LPガスブロック会議 (徳島グランヴィリオホテル)	6月20日(木) 全国LPガス協会令和6年度通常総会 (ホテル青森)	6月11日(火) 第1回青年部会 (松山市男女共同参画推進センター)	6月6日(木) 第1回執行役員会 (松山市男女共同参画推進センター)	5月31日(金) 一検定保安業務員 (えひめ共済会館)